

事前質問に対する回答

【議題(1)】 関連質問

①傷病手当金について【関連ページ：P4】(質問委員：A委員)

| | |
|------|--|
| 質問内容 | 1. 不承認(1人)の理由について伺う。 2. 交付済額と支給決定額との差額理由について伺う。 |
| 回答 | 1. 傷病手当金の支給対象日数(労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日)に該当する就労予定日がなかったため。 2. 財政支援は特別調整交付金で交付されているが、年単位(1月～12月)の実績に基づく申請(千円未満切捨)となるため、支給決定額(年度単位)と交付済額(年単位)で差額が生じるが、翌年度の特別調整交付金で不足額を申請する。 |

【議題(2)】 関連質問

①決算の状況について【関連ページ：P6】(質問委員：B委員)

| | |
|------|--|
| 質問内容 | 令和2年度から3年度にかけて増加していた保険給付費、保健事業費が令和4年度に減少に転じた理由について伺う。 |
| 回答 | 保険給付費については、各種保健事業を実施し医療費適正化に努めているが、高齢化や生活習慣病などの慢性疾患の増加等により1人当たり医療費は増加傾向となっている。こうした中、コロナ禍による受診控えの反動等から令和3年度の医療費が増大していたことに加え、被保険者の減少もあり、令和4年度の保険給付費決算額としては減少となったもの。 保健事業費については、特定健診や人間ドック等の健診受診者数や重症化予防等の保健事業への参加者数等によって支出額が増減するが、被保険者数が減少していることもあり、結果的に令和3年度より実績値が下回ったことによるもの。 |

②収納状況について【関連ページ：P7】(質問委員：C委員)

| | |
|------|---|
| 質問内容 | 収納率が前年度より下がった理由及び県内13市の中での順位についてどのように評価分析しているか。また、「収納率向上に向けた主な取組」について、良かった点、うまくいかなかった点、また他市の好事例を取り入れるなど、今年度新たに取り組むものがあるか伺う。 |
| 回答 | 山口市の国民健康保険料徴収率(現年分)は、前年度比0.16%の減となったが、この具体的な要因について、一概に特定することはできない。しかしながら、コロナ禍の影響というものは、やはり排除できない一因ではないかと考える。そうした中においても、本市の徴収率は、全国平均を上回る堅調な推移を維持しており、表にある通り県内でも中央値にあると認識している。 本市は、収納率向上へ向けた取組として、DXを踏まえた様々な収納ツール等の整備、運用に取り組んでいる。近年では、スマートフォンアプリによる電子収納やWebを通じた口座振替受付サービスを開始したところである。こうした事業については、成果も出てきており、鋭意取り組みを進めていく。 今後、国民健康保険料に係る新たな収納ツールとして、地方税共通機構による「eL-QR」の運用について、研究、検討していきたいと考えている。 |

③決算について【関連ページ：P 8】（質問委員：A委員）

| | |
|------|---|
| 質問内容 | <p>県支出金のうち、保険者努力支援分の市町村取組分、事業費分のいずれも増額となった理由について伺う。</p> |
| 回 答 | <p>保険者努力支援制度には、都道府県や市町村の保険者ごとに医療費適正化の取組や達成状況に応じて交付される「取組評価分」と、予防・健康づくり事業の事業費として交付される「事業費分」がある。</p> <p>「取組評価分」については、特定健診等の受診率、生活習慣病予防、重複・多剤投与者への取組、後発医薬品の促進、収納率、事業運営（法定外繰入の有無等）等のさまざまな国の指標に対する取組が点数化され、獲得点数により交付（全国で500億円程度）されるもので、毎年、配点、評価項目等の見直しが行われるため、前年度との比較は困難だが、増額は取組が評価されたものと考えている。</p> <p>「事業費分」は、保健事業に対する事業費に連動するもので、交付基準に該当する特定健診未受診者対策、重症化予防、保健指導等の各種保健事業にかかる対象経費を申請（当初予算ベース）し交付（決算ベースで翌年度精算）されているため、予算額に伴い増減するもの。</p> |

④特定健康診査の受診率向上対策について【関連ページ：P 15】（質問委員：C委員）

| | |
|------|---|
| 質問内容 | <p>市では①受診料の無料化、④継続受診に向けた取組など様々な取組を行っておられるが、更に受診率向上に向けて検査項目の内容で現在独自に工夫されている点、今後、検査項目の追加を検討する予定などがあるか伺う。</p> |
| 回 答 | <p>特定健診の項目には「健診対象者の全員が受ける基本的な項目」と「医師が必要と判断した場合に選択的に受ける詳細な健診の項目（心電図検査、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン検査）」があり、本市においては、生活習慣病の重症化の進展を早期にチェックするため、独自の取組として、詳細な健診の項目（眼底検査を除く）も受診者全員の必須項目と定め、健診の充実を図っている。</p> <p>特定健診における検査項目については、現時点で追加の予定はないが、国の動向や本市の健康課題も踏まえながら、必要に応じて検討してまいりたい。</p> |

【議題(3)】 関連質問

①データヘルス計画について【関連ページ：P24】(質問委員：A委員)

| | |
|------|--|
| 質問内容 | <ol style="list-style-type: none">1. 医療費抑制が主眼となっている事業ではないか伺う。2. 保健事業へ民間事業者の参入が想定されているのか伺う。3. データヘルス計画策定にかかる事業費はどの程度か。また、予算費目と誰の負担となるのか伺う。 |
| 回 答 | <ol style="list-style-type: none">1. データヘルス計画は効果的・効率的な保健事業を取り組むための事業計画であり、生活習慣病などのリスク抑制等に向け早期発見・早期治療が大切なことから、現在実施している特定健診等の各種健診、特定保健指導、健診異常値放置者等への受診勧奨、糖尿病性腎症重症化予防事業等の保健事業をベースとしつつ、早期発見の機会提供に努めたい。2. 現在は、民間事業者（医療関係者を除く）への委託事業としては、AIを活用したデータ分析を活用した受診勧奨のみであるが、さまざまな保健事業を行う中で、ICT技術を用いたDXも検討項目の1つと考える。3. データヘルス計画は市(職員)で作成するが、策定にかかる事業費としてデータ分析費用は努力者支援制度(事業費分)の対象とすると示されていたことから、当初予算で一般管理費(業務委託料)に330万円計上している。なお、今後、県等のサポート、研修等を踏まえ必要が生じた場合のみ業務委託を行う。 |

②災害による保険料の減免について【関連ページ：－】（質問委員：B委員）

| 質問内容 | 6月末及び7月上旬にかけての豪雨による保険料の減免対象となる事例及び災害による減免基準について伺う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|---------|------|----------------------|-----|-----------|---------|---------|-----------------|---------|-----------|-----------------|---------|---------|---------|-----------|-----------------|---------|---------------|---------|-----------|-----------------|---------|---------|---------|-----------|-----------------|---------|-----------------|---------|-----------------|---------|
| 回 答 | <p>【減免制度概要】</p> <p>対 象 者： 災害等により、世帯主または被保険者の所有する住宅または家財について損失を受けた額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が資産価値の30/100以上である方</p> <p>対象期間： 損失を受けた日の属する月以降12カ月を経過するまでに到来する納期に係る保険料</p> <p>減免内容： 下表に定める減免率を保険料（所得割・被保険者均等割・世帯平等割）に乗じて得た額を当該世帯の保険料から減額する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">損失割合</th> <th style="text-align: center;">世帯主及び被保険者の前年の所得金額の合計</th> <th style="text-align: center;">減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">100分の30以上</td> <td style="text-align: center;">100万円以下</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100万円を超え200万円以下</td> <td style="text-align: center;">100分の40</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">100分の50未満</td> <td style="text-align: center;">200万円を超え300万円以下</td> <td style="text-align: center;">100分の30</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100万円以下</td> <td style="text-align: center;">100分の80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">100分の50以上</td> <td style="text-align: center;">100万円を超え200万円以下</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200万円を超え300万円</td> <td style="text-align: center;">100分の40</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">100分の80未満</td> <td style="text-align: center;">300万円を超え400万円以下</td> <td style="text-align: center;">100分の30</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100万円以下</td> <td style="text-align: center;">100分の90</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">100分の80以上</td> <td style="text-align: center;">100万円を超え200万円以下</td> <td style="text-align: center;">100分の80</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200万円を超え300万円以下</td> <td style="text-align: center;">100分の50</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300万円を超え400万円以下</td> <td style="text-align: center;">100分の40</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請状況】（令和5年7月末日現在）</p> <p>申 請 数：8件</p> <p>審査結果：承認0件、不承認2件、審査中6件</p> <p style="text-align: center;">※不承認理由：保険金の補てんにより、損失割合もしくは所得の要件を満たさなかったもの。</p> | | 損失割合 | 世帯主及び被保険者の前年の所得金額の合計 | 減免率 | 100分の30以上 | 100万円以下 | 100分の60 | 100万円を超え200万円以下 | 100分の40 | 100分の50未満 | 200万円を超え300万円以下 | 100分の30 | 100万円以下 | 100分の80 | 100分の50以上 | 100万円を超え200万円以下 | 100分の60 | 200万円を超え300万円 | 100分の40 | 100分の80未満 | 300万円を超え400万円以下 | 100分の30 | 100万円以下 | 100分の90 | 100分の80以上 | 100万円を超え200万円以下 | 100分の80 | 200万円を超え300万円以下 | 100分の50 | 300万円を超え400万円以下 | 100分の40 |
| 損失割合 | 世帯主及び被保険者の前年の所得金額の合計 | 減免率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100分の30以上 | 100万円以下 | 100分の60 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 100万円を超え200万円以下 | 100分の40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100分の50未満 | 200万円を超え300万円以下 | 100分の30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 100万円以下 | 100分の80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100分の50以上 | 100万円を超え200万円以下 | 100分の60 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 200万円を超え300万円 | 100分の40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100分の80未満 | 300万円を超え400万円以下 | 100分の30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 100万円以下 | 100分の90 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100分の80以上 | 100万円を超え200万円以下 | 100分の80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 200万円を超え300万円以下 | 100分の50 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 300万円を超え400万円以下 | 100分の40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |